

神戸市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域社会の活性化を推進するため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）神戸開港 150 年記念事業のPR・神戸港の振興に関する事
- （2）神戸市産オリジナル商品の開発・販売に関する事
- （3）地域防災への協力に関する事
- （4）地域の安全・安心に関する事
- （5）高齢者・障害者支援に関する事
- （6）環境対策・リサイクルに関する事
- （7）市政情報の発信に関する事
- （8）その他目的達成のため必要な事項に関する事

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 12月 2日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

東京都千代田区二番町8番地8

乙 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 井阪 隆一